

2018 年 8 月吉日

必修講習会受講者各位

一般社団法人 日本音楽療法学会
資格認定委員会 委員長 藤本 禮子

受講修了期限（卒業）の設定について

今般、必修講習会受講の修了期限を設定しました。これまで修了期限の設定はありませんでしたが、関係する委員会で検討した結果、下記の設定となりましたことをお知らせいたします。

必修講習会は 2010 年 9 月にスタートしましたが、その後音楽療法を取り巻く現状に合わせてカリキュラムの内容が更新され、特に第三期で大きく改変されました。第五期からは新しく演習の講座が追加されました。また、余りに長期にわたる受講では、折角学んだ知識や技術が古くなり、実践の密度が薄くなる人が出てくる可能性があります。認定資格を取得する上では、できるだけ新しい知識と実践の積み重ねが必要です。

以上の理由により、新しいルールを設定するに至りましたことをご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1) 五期以降の必修講習会の受講者は、開始した期を含む三期以内（五期は七期まで）にすべての講義を受講し、必要なレポートおよび試験に合格しなければならない。
- 2) 当設定前に受講を開始した、一期から四期の受講者は六期までにすべての講義を受講し、必要なレポートおよび試験に合格しなければならない。
- 3) 前記 1) または 2) で修了できなかった時は、それまでの全受講分は失効となり、新規受講希望者と同様に受講する期のルールに従った手続きをして、書類申請や音楽試験の受験を含め、最初から受講しなければならない。
- 4) 受講期限の猶予は認めない。

以上